

平成 30 年 3 月 30 日

治山林道課長

平成 30 年度高知県森林整備保全事業に係る積算基準の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり林野庁積算基準の一部をすることとしましたので通知します。

記

1. 適用する改正一覧

- ・森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について
（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 308 号）

2. その他留意点

- ・施工パッケージ単価の取り扱いについては高知県土木部に準拠する。
- ・林道事業における切盛流用計画に係る工種については施工パッケージ型積算方式を適用しない。

3. 適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日以降の設計積算に係るものから適用とする。